

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県農業生産工程管理推進事業費補助金交付要綱 第 1 条～第 12 条 （略） （附 則） 1 この要綱は、令和元年 5 月 20 日から施行する。 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第 5 条第 3 号、第 4 号、第 7 号から第 9 号まで、及び第 11 号、第 7 条第 3 項、第 9 条並びに第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 （附 則） この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 （附 則） この要綱は、令和 3 年 4 月 2 6 日から施行する。 （附 則） この要綱は、令和 4 年 5 月 1 1 日から施行する。 （附 則） この要綱は、令和 5 年 3 月 2 2 日から施行する。 （附 則） この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 （附 則） この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	高知県農業生産工程管理推進事業費補助金交付要綱 第 1 条～第 12 条 （略） （附 則） 1 この要綱は、令和元年 5 月 20 日から施行する。 2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第 5 条第 3 号、第 4 号、第 7 号から第 9 号まで、及び第 11 号、第 7 条第 3 項、第 9 条並びに第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 （附 則） この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 （附 則） この要綱は、令和 3 年 4 月 2 6 日から施行する。 （附 則） この要綱は、令和 4 年 5 月 1 1 日から施行する。 （附 則） この要綱は、令和 5 年 3 月 2 2 日から施行する。 （附 則） この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 （追加）

新	旧
別表（第3条、第5条関係）	別表（第3条、第5条関係）
（略）	（略）
備考	備考
（注）1 事業実施主体の「GAP認証を取得しようとする農業者等」とは、次の要件を満たす農業者等をいう。 （1）GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 及び JGAP 認証を取得する者又は団体であること。また、GAP認証のいずれかを既に取得している農業者等が、他のGAP認証又は同認証の新たなカテゴリーの認証を追加で取得する場合も含むが、本事業により認証を取得した農業者等を除く。 （2）初回審査を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること。 <u>（3）事業実施主体が農業者の場合は、地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者であること。</u>	（注）1 事業実施主体の「GAP認証を取得しようとする農業者等」とは、次の要件を満たす農業者等をいう。 （1）GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 及び JGAP 認証を取得する者又は団体であること。また、GAP認証のいずれかを既に取得している農業者等が、他のGAP認証又は同認証の新たなカテゴリーの認証を追加で取得する場合も含むが、本事業により認証を取得した農業者等を除く。 （2）初回審査を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること。 <u>（追加）</u>